

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定によつて、江田島都市計画区域及び大柿都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更した。

平成二十五年一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画区域の名称

江田島都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

広島県江田島市 陸地

大柿町深江字寄瀧一六七番地四、大畑田三三七番地六、三三七番地七、四四一番地一三から四四一番地一七まで、四四三番地二一、四四四番地三、四四四番地四、江野脇八一一番地八、鴨田一一二六番地一四、脇田一三一四番地三から一三一四番地五まで、田中一四五三番地一三から一四五三番地四〇まで、大附四一六九番地一七、四一六九番地一八、四一八五番地二、四二三五番地二から四二三五番地四まで、四二四六番地三、四三九四番地七

大柿町大原字矢比津三七番地六から三七番地一七まで、小島新開七一四五番地三、七一九番地一から七一九番地九まで、水畑六一〇五番地八、六一〇五番地九、六一四番地三、六一九番地二三、六一一九番地二四、六一一九番地三四、六一二一番地一九、大附六一七四番地三から六一七四番地六四まで

大柿町小古江字矢比津二番地三、余防一四三六番地三、桜二〇一一番地三から二〇一一番地七まで

大柿町大君字畑尻一番地一〇、一番地一一、一番地一三、七七番地一〇、三二〇九番地一五、三二一〇番地四、浜床九八番地一七、塩形八六二番地七、八六二番地八、九一三番地一から九一三番地一四まで、横走一八一二番地九、一八一七番地三から一八一七番地六まで、一八一七番地九、一八一七番地七三から一八一七番地七五まで、一八四五番地四から一八四五番地八まで、一八七三番地四、一九〇二番地四、小島一九三六番地五、二〇五六番地一二、二〇五六番地一三、瀬本二一八一番地三、二一八一番地四、二三八二番地一一から二三八二番地一三まで

大柿町柿浦字中郷一五二九番地二六、一五二九番地二八から一五二九番地三五まで、常道三一四五番地、三一四六番地、三一四七番地一から三一四七番地七まで、三一四八番地、坊地二四二〇番地三四、二四二〇番地九二、二七五六番地一三から二七五六番地一五まで、二七五六番地一七、二七五六番地一八、二七八七番地四、二七八七番地五、三一四四番地、三一四九番地、三一五〇番地、三一五一番地一から三一五一番地三まで、三一五二番地、三一五三番地、三一五四番地、三一五五番地一から三一五五番地四まで、三一五六番地、三一五八番地、三一六一番地一から三一六一番地一一まで、三一六二番地、三一六二番地二から三一六二番地一一まで

大柿町飛渡瀬字大新開二四番地六から二四番地一二まで、原二四四五番地一三から二四四五番地一九まで、江口三〇二三番地一三、三〇二三番地一四

江田島町鷺部三丁目一二三七番地一〇、一三四九番地一〇、一三四九番地一一、一三六一番地五、一五五一番地五、江田島町秋月二丁目五八三〇番地二から五八三〇番地八まで、江田島町小用三丁目八六三八番地一四から八六三八番地一六まで、江田島町小用四丁目九三三二番地五、江田島町小用五丁目九六〇四番地一六、江田島町切串三丁目一二二六二番地四四から一二二六二番地四六まで、江田島町切串四丁目一二三九六番地六から一二三九六番地一三まで、江田島町宮ノ原二丁目一五六八五番地六〇から一五六八五番地八五まで

広島県江田島市 地先公有水面

大柿町深江字寄濤、大畑田、江野脇、鴨田、脇田、田中、大附、大柿町大原字矢比津、小島新開、水畑、大附、大柿町小古江字矢比津、峯ヶ迫、郷、余防、桜、大柿町大君字畑尻、浜床、塩形、久保田、横走、小島、瀬本、壺畝町、大柿町柿浦字十三束、楠田、阿浜、大石、北迫、中郷、常道、坊地、大柿町飛渡瀬字大新開、外海、原、江口、高須、大盤

三 都市計画区域から除外される土地の区域
なし